



鳥取県公報

令和5年7月7日（金）
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（25）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p>鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（26）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（27）（スポーツ課）・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（28）（障がい福祉課）・・・・・・・・ 15</p> <p>鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（29）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 17</p> <p>鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例 （30）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21</p> <p>鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （31）（空港港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47</p> <p>鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （32）（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48</p> <p>鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（33）（議会事務局議事・法務政策課）・・ 49</p> <p>警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （34）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51</p> <p>鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（35）（警察本部交通企画課）・・・・・・ 52</p> <p>鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例（36）（警察本部交通規制課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53</p>
-------	--

公布された条例のあらまし

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和7年3月31日（現行 令和5年3月31日）までに対象施設を設置した者とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

◇鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地域が直面する経済、生活等における困難を突破し、地域の活力を再生し、「輝くふるさと鳥取」に向けたチャレンジを展開するため、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置し、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に改組するとともに関係部局を再編する。

2 条例の概要

- (1) 令和新時代創造本部及び交流人口拡大本部を廃止し、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置する。
- (2) 政策戦略本部は、次の事務を所掌する。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
 - イ 行政運営の連絡調整に関する事項
 - ウ 広報に関する事項
 - エ 税務及び財政に関する事項
 - オ 議会との調整に関する事項
 - カ デジタル社会の推進に関する事項（総務部と共管）
- (3) 輝く鳥取創造本部は、次の事務を所掌する。
 - ア 人口減少対策に関する事項
 - イ 中山間地域の振興に関する事項
 - ウ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
 - エ 交通政策に関する事項
 - オ 空港の整備及び管理に関する事項
 - カ 観光の振興に関する事項
 - キ 国内交流及び国際交流の推進に関する事項
- (4) 危機管理局を危機管理部に、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に、会計管理局を会計管理部に改める。
- (5) 令和新時代創造本部から総務部に統計に関する事項を移管する。
- (6) 福祉保健部は、感染症対策に関する事項を所掌する。
- (7) 子ども家庭部は、障害児福祉に関する事項を所掌する。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、米子アリーナを設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

米子アリーナを米子市に設置する。

(2) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正

指定管理者が鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間は、3年間とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(2)及び(3)イに関する事項を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費に係る被保険者等負担金について助成を行う市町村に交付する補助金の上限額を増額する。

2 条例の概要

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の医療費に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の2分の1に相当する経費の全額（現行 被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額が上限）を補助する。

(2) 医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担による給付の対象となる場合は、当該給付を市町村の助成に優先するものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(2)及び(3)に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県が設置する都市公園の一層の活用及び運営の効率化を図るため、都市公園の管理の原則を定めるとともに、東郷湖羽合臨海公園パークビジョンを踏まえた指定管理者管理公園の区分の見直し、指定管理者に行わせる業務の範囲の拡大等を行う。

2 条例の概要

(1) 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFIの積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園について管理区分を見直し、指定管理者に管理を行わせることができることとする。

(3) 指定管理者に行わせる業務に、都市公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に係る定型的な占用の許可及び物品販売等の行為の許可を加える。

(4) (3)の許可に係る占用又は行為に係る料金は、指定管理者にその収入として収受させることとする。

(5) パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園の管理の期間は、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間とする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）として一定規模以上の宅地造成等に関する盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積が規制されることとなったことに伴い、法の施行並びに本県における盛土及び切土の施工の適正化に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可を受けた事業者に対する中間検査及び当該事業者が定期報告を行う規模の宅地造成等に関する盛土その他の土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- ア 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- イ 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ウ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（ア又はイに該当するものを除く。）
- エ ア又はウに該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- オ アからエまでのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(2) 宅地造成等に関する工事の許可を受けた事業者が定期報告を行う規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- ア 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- イ アに該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(3) 宅地造成等に関する工事の許可を受けた事業者が行う定期報告について付加する事項は、土砂を搬入させた者の氏名及び住所、搬入した土砂の数量等とする。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更に関する工事の許可を要する規模の盛土等は、(1)アからオまでに掲げるものとする。

(5) 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の許可を要する規模の土石の堆積は、(2)ア及びイに掲げるものとする。

(6) 特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更に関する工事の許可を受けた事業者に対する中間検査及び当該事業者が定期報告を行う規模の盛土等は、(1)アからオまでに掲げるものとする。

(7) 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の許可を受けた事業者が定期報告を行う規模の土石の堆積は、(2)ア及びイに掲げるものとする。

(8) 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更若しくは土石の堆積に関する工事（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において行われている盛土その他の土地の形質の変更又は土石の堆積に関する工事を含む。）については、県条例に基づく許可等の規定は適用しないものとする。

(9) 宅地造成等に関する工事の許可等に係る手数料を定める。

(10) その他所要の規定の整備を行う。

(11) 施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で別に定める日とする(10)の一部に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和7年3月29日まで（現行 令和5年10月28日まで）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

電気事業の用に供する発電施設について公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が、当該公共施設等運営権の対象となる発電施設（以下「対象発電施設」という。）の運営等を適切に行うことができるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 運営権者は、対象発電施設の運営等に必要であるときは、知事の承認を得て対象発電施設の最大出力を変更することができることとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会が所管する令和新時代創造本部及び会計管理局を、政策戦略本部及び会計管理部に改める。
- (2) 福祉生活病院常任委員会が所管する子育て・人財局を、子ども家庭部に改める。
- (3) 地域づくり県土警察常任委員会の名称を地域県土警察常任委員会に改め、所管する交流人口拡大本部、危機管理局及び地域づくり推進部を、輝く鳥取創造本部、危機管理部及び地域社会振興部に改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したときの身辺警護手当を、1日につき1,150円（現行 640円）に引き上げる。
- (2) 職員が日没時から日出時までの間海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う作業のうち人事委員会が定めるものに従事したときの水上警戒業務手当の額は、通常額の1.5倍とする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ (1)及び(2)は、令和5年4月1日から適用する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路交通法の一部が改正され、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	金 額
特定小型原動機付自転車運転者講習	1時間につき2,000円

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機の基準について、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車又は特定小型原動機付自転車及び自転車（現行 歩行者及び遠隔操作型小型車又は自転車）が道路を横断することができる間は、車両等の交通整理を行う信号機のいずれもが当該道路を通行できる信号を表示しないものとする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（促進区域における不動産取得税の課税免除）</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">（促進区域における不動産取得税の課税免除）</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>政策戦略本部</u></p> <p><u>輝く鳥取創造本部</u></p> <p>総務部 <u>危機管理部</u> <u>地域社会振興部</u> 福祉保健部 <u>子ども家庭部</u> 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(政策戦略本部の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>政策戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>令和新時代創造本部</u></p> <p><u>交流人口拡大本部</u></p> <p><u>危機管理局</u> 総務部</p> <p><u>地域づくり推進部</u> 福祉保健部 <u>子育て・人財局</u> 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(令和新時代創造本部の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>令和新時代創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p><u>(2) 地方創生に関する事項</u></p> <p><u>(3) 広報に関する事項</u></p> <p><u>(4) 男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p><u>(5) 統計に関する事項</u></p>

- (2) 行政運営の連絡調整に関する事項
- (3) 広報に関する事項
- (4) 税務及び財政に関する事項
- (5) 議会との調整に関する事項
- (6) デジタル社会の推進に関する事項（総務部と共管）

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策に関する事項
- (2) 中山間地域の振興に関する事項
- (3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (4) 交通政策に関する事項
- (5) 空港の整備及び管理に関する事項
- (6) 観光の振興に関する事項
- (7) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 財産管理に関する事項
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(交流人口拡大本部の所掌事務)

第4条 交流人口拡大本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (2) 観光の振興に関する事項
- (3) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(危機管理局の所掌事務)

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災及び危機管理に関する事項
- (2) 原子力防災対策に関する事項
- (3) 災害危機情報に関する事項
- (4) 地域の危機対応力の向上に関する事項
- (5) 消防に関する事項

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事項
- (2) 議会との調整に関する事項
- (3) 財政、税務及び財産管理に関する事項
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

<p>(6) 略</p> <p>(7) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>デジタル社会の推進に関する事項（政策戦略本部と共管）</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>その他の部の所掌に属しない事項</u></p>	<p>(8) <u>人権及び同和対策に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>情報化の推進に関する事項</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) <u>産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）</u></p> <p>(16) <u>その他の部局の所掌に属しない事項</u></p>
<p>(危機管理部の所掌事務)</p> <p>第6条 <u>危機管理部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>防災及び危機管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>原子力防災対策に関する事項</u></p> <p>(3) <u>災害危機情報に関する事項</u></p> <p>(4) <u>地域の危機対応力の向上に関する事項</u></p> <p>(5) <u>消防に関する事項</u></p>	<p>(地域づくり推進部の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(地域社会振興部の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）</u></p> <p>(6) <u>人権及び同和対策に関する事項</u></p> <p>(7) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(地域づくり推進部の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>中山間地域の振興に関する事項</u></p> <p>(7) <u>地域交通政策に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p>
<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者福祉に関する事項（障害児福祉に關す</u></p>	<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者福祉に関する事項</u></p>

<p>る事項を除く。)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>感染症対策に関する事項</u></p>	<p>(4)～(7) 略</p>
<p>(子ども家庭部の所掌事務)</p> <p>第9条 <u>子ども家庭部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>障害児福祉に関する事項</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(子育て・人財局の所掌事務)</p> <p>第9条 <u>子育て・人財局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 <u>生活環境部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 (<u>地域社会振興部</u>及び<u>県土整備部</u>の所管に係るものを除く。)</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>(13) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(14) <u>住宅に関する事項</u></p> <p>(15) 略</p>	<p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 <u>生活環境部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 (<u>総務部</u>及び<u>県土整備部</u>の所管に係るものを除く。)</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>(13) <u>住宅に関する事項</u> (次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(14) <u>鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項</u></p> <p>(15) 略</p>
<p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 <u>県土整備部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>港湾及び漁港の整備及び管理に関する事項</u></p> <p>(6) <u>産業廃棄物処理施設</u> (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項 (<u>地域社会振興部</u>と共管)</p>	<p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 <u>県土整備部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>港湾及び漁港の整備及び管理並びに空港の整備及び鳥取空港の管理に関する事項</u></p> <p>(7) <u>産業廃棄物処理施設</u> (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項 (<u>総務部</u>と共管)</p>
<p>(統轄監及び部長)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び<u>部</u>の長 (以下「<u>部長</u>」という。)を置く。</p>	<p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び<u>部局</u>の長 (以下「<u>部局長</u>」という。)を置く。</p>

<p>2 統轄監は、<u>各部</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部長</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理部</u>を<u>部</u>の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理部</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理部</u>の所掌事務をつかさどる。</p>	<p>2 統轄監は、<u>令和新時代創造本部</u>を所掌するとともに、<u>各部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部局長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理局</u>を<u>部局</u>の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理局</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理局</u>の所掌事務をつかさどるとともに、<u>知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p>4 <u>会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、部局長と相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">米子アリーナ</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立武道館</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米子アリーナ	米子市	鳥取県立武道館	米子市	略		<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立武道館</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	略	
名称	位置														
米子アリーナ	米子市														
鳥取県立武道館	米子市														
略															
名称	位置														
鳥取県立武道館	米子市														
略															

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間<u>(鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間にあっては、3年間)</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（以下「新産業体育館条例」という。）第4条の規定は、第2条の規定の施行の日以後に新産業体育館条例第3条の規定により指定される指定管理者に係る管理の期間について適用し、同日前に指定された指定管理者に係る管理の期間については、なお従前の例による。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号及び第5号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）</p> <p><u>(4) 別表第6号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(法令等による給付の優先)</u></p> <p><u>第5条 医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下<u>この項</u>において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p>

<p><u>よる給付の対象となる場合は、当該給付は第3条第1項の市町村の助成に優先する。</u></p> <p>(規則への委任) 第6条 略</p> <p>別表(第3条関係) (1)~(5) 略 (6) <u>児童</u></p>	<p>(規則への委任) 第5条 略</p> <p>別表(第3条関係) (1)~(5) 略 (6) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第5条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 都市公園の管理（<u>第1条の7</u>—第22条）</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第3章 都市公園の管理</p> <p><u>（管理の原則）</u></p> <p><u>第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI（法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。）の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務の</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 都市公園の管理（<u>第2条</u>—第22条）</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第3章 都市公園の管理</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせる<u>ものとする。</u></p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 第7条第1項及び第2項の許可</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務</u></p>

うち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物（当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであって、定型的なものに限る。）に係るものに限るものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（第1項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1)・(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあつては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところに

2 知事は、前項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（前項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1)・(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第2項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところに

より、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

3 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2～4 略

(措置命令等)

第10条 略

2 略

3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

2・3 略

(利用料金)

第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可を除く。）に係る都市公園の占用、第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可を除く。）に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受さ

より、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2～4 略

(措置命令等)

第10条 略

2 略

3 指定管理者は、法又はこの条例に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

2・3 略

(利用料金)

第15条 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

<p>せる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事 <u>(指定管理者管理公園にあつては、指定管理者)</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 知事 <u>(指定管理者管理公園にあつては、指定管理者)</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項又は第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (<u>藤津地区、浅津地区及び南谷地区</u>)</p> <p>3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (<u>引地地区及び長和田地区</u>)</p> <p>4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (<u>はわい長瀬地区及び宇野地区</u>)</p>	<p>2・3 略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (<u>引地地区を除く。</u>)</p> <p>3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (<u>引地地区に限る。</u>)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(令和3年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p><u>第2章 宅地造成等に関する工事の規制(第5条の2—第5条の5)</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)</u>の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県特定盛土</u> 盛土又は切土(以下「盛土等」という。)を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 特定事業 <u>県特定盛土</u>又は特定工作物(以下「<u>県特定盛土等</u>」という。)に係る工事(以</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定盛土</u> 盛土又は切土(以下「盛土等」という。)を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 特定事業 <u>特定盛土</u>又は特定工作物(以下「<u>特定盛土等</u>」という。)に係る工事(以下「特</p>

<p>下「特定工事」という。)を行う事業その他規則で定める事業をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）で使用する用語の例による。</u></p> <p>(事業者及び所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県特定盛土等の構造の安全性に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県特定盛土等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>県特定盛土等の維持管理に要する費用</u></p> <p>(2) <u>県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分</u>に要する費用</p> <p>(土地の所有者、管理者等の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>第2章 宅地造成等に関する工事の規制</u></p> <p><u>(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)</u></p> <p><u>第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの</u></p> <p>(2) <u>切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの</u></p> <p>(3) <u>盛土と切土とを同時にする場合において、</u></p>	<p>定工事」という。)を行う事業その他規則で定める事業をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(事業者及び所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定盛土等の構造の安全性に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>特定盛土等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>特定盛土等の維持管理に要する費用</u></p> <p>(2) <u>特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分</u>に要する費用</p> <p>(土地の所有者、管理者等の責務)</p> <p>第5条 略</p>
--	--

当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときに
おける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土等を除く。）

(4) 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの

(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土等であつて、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

(定期報告を要する宅地造成等の規模等)

第5条の3 法第19条第2項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの

(2) 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの

3 法第19条第2項の条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地

(3) 災害発生の防止のための必要な措置

(4) 盛土に用いた土砂の土質

(5) 搬入された土砂の状況

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模等)

第5条の4 法第32条、第37条第4項及び第38条第2項の条例で定める規模の特定盛土等は、第5条の2各号に掲げるものとする。

2 法第32条及び第38条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項各号に掲げるものとする。

3 法第38条第2項の条例で付加する事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。

(適用除外)

第5条の5 法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している宅地造成等に関する工事を含む。）については、第4条及び次章の規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を含む。）については、第4条及び次章の規定は適用しない。

第3章 略

（事業計画の変更の許可等）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 県特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

（特定事業の中間検査）

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

- (1) 略
- (2) 県特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規則で定める工程
- (3) 略

2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は

第2章 略

（事業計画の変更の許可等）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

（特定事業の中間検査）

第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

- (1) 略
- (2) 特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規則で定める工程
- (3) 略

2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は

<p>適合していないと認めるときは、許可事業者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(特定事業の完了検査)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めるときは、許可事業者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(定期的な報告)</p> <p>第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>許可事業者の氏名及び住所</u> (法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 <u>県特定盛土</u>に係る工事を完了し、又は廃止した許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間 (10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間)、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>許可事業者の氏名及び住所</u> (法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 報告の対象となる期間の<u>県特定盛土</u>に係る維持管理の状況</p> <p>(3) <u>事業区域において報告の対象となる期間に実施した災害発生の防止のための必要な措置</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「<u>県特</u></p>	<p>適合していないと認めるときは、<u>規則で定めるところにより</u>、許可事業者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(特定事業の完了検査)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めるときは、<u>規則で定めるところにより</u>、許可事業者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(定期的な報告)</p> <p>第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 <u>特定盛土</u>に係る工事を<u>行った</u>許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間 (10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間)、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 報告の対象となる期間の<u>特定盛土</u>に係る維持管理の状況</p> <p>(3) <u>前項第5号ウに掲げる事項</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「<u>特定</u></p>
--	--

定盛土とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(県特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る県特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は県特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該県特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めるときは、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

(1) 県特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 略

2～5 略

(保証金の使途)

第20条 知事は、事業者が第31条第1項、第2項、

盛土とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めるときは、規則で定めるところにより、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

(1) 特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 略

2～5 略

(保証金の使途)

第20条 保証金は、事業者が第31条第1項、第2

第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。

3・4 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 県特定盛土にあつては、当該県特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該県特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）

イ 略

(6) 略

2～4 略

第4章 略

(特定建設発生土搬出の許可等)

第23条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添

項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。

3・4 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 特定盛土にあつては、当該特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）

イ 略

(6) 略

2～4 略

第3章 略

(特定建設発生土搬出の許可等)

第23条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添

付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 発注者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(5) 略

(6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土砂処分地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(7) 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可若しくは第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ 土砂を仮置きする場合にあっては、当該土砂を仮置きする土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。

ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。

4・5 略

(搬出事業計画の変更等)

第24条 略

第5章 略

第6章 略

付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)～(5) 略

(6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(7) 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業区域であること。

イ 土砂を仮置きする場合にあっては、当該土砂を仮置きする土地の土地所有者等の承諾が得られていること。

ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土地所有者等の承諾が得られていること。

4・5 略

(処分事業計画の変更等)

第24条 略

第4章 略

第5章 略

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前に施工された県特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置)

第5条 略

(適用除外)

第6条 法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している宅地造成等に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

別表（第33条関係）

区分	金額	
法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土	盛土等をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
	盛土等をする土地の面積が	1件につき23,000円

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前行う既存特定事業（施行日前に施工された特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置)

第5条 略

別表（第33条関係）

区分	金額	

等に関する工事の許可	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
	盛土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 52,000円
	盛土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円
	盛土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 86,000円
	盛土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円
	盛土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平	1件につき 229,000円

	方メートル以内のもの	
	盛土等をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 344,000円
	盛土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 515,000円
	盛土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 687,000円
法第12条第1項又は法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000	1件につき 13,000円

平方メートル以内のもの	
土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 63,000円
土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円

	土石の堆積を行う土地の面積が 100,000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 137,000円
法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可	変更に係る土地の面積が 500 平方メートル以内のもの	1 件につき 13,000円
	変更に係る土地の面積が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 23,000円
	変更に係る土地の面積が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 34,000円
	変更に係る土地の面積が 2,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 52,000円
	変更に係る土地の面積が 3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 61,000円
	変更に係る土地の面積が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 86,000円

	変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円
	変更に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 229,000円
	変更に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 344,000円
	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 515,000円
	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 687,000円
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	変更に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円

変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
変更に係る土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
変更に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
変更に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
変更に係る土地の面積が40,000平方メ	1件につき 63,000円

	メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの			
	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円		
	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円		
第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき70,000円		第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき70,000円
略			略	
第17条第2項の規定に基づく <u>県特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）	略		第17条第2項の規定に基づく <u>特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）	略
第17条第2項の規定に基づく <u>県特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものに限る。）	略		第17条第2項の規定に基づく <u>特定盛土等</u> の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものに限る。）	略
略			略	

第2条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 宅地造成等に関する工事の規制（第5条の2— <u>第5条の4</u> ） 第3章～第6章 略	目次 第1章 略 第2章 宅地造成等に関する工事の規制（第5条の2— <u>第5条の5</u> ） 第3章～第6章 略

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 略

(3) 特定事業 特定工作物に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 略

(事業者及び所有者等の責務)

第4条 略

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

(1) 略

(2) 特定工作物の構造の安全性に関する事項

(3) 略

(4) 特定工作物の維持管理に関する事項

(5) 略

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 特定工作物の維持管理に要する費用

(2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 県特定盛土 盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 盛土等を施工する土地の区域の面積が2,000平方メートル以上であり、かつ、盛土等の施工に係る地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差（以下「地盤高低差」という。）が1メートル以上となるもの

イ 地盤高低差が5メートル以上となるもの

(3) 略

(4) 特定事業 県特定盛土又は特定工作物（以下「県特定盛土等」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

2 略

(事業者及び所有者等の責務)

第4条 略

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

(1) 略

(2) 県特定盛土等の構造の安全性に関する事項

(3) 略

(4) 県特定盛土等の維持管理に関する事項

(5) 略

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用

(2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置

<p>びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用</p> <p>(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)</p> <p>第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号のいずれにも該当しない<u>盛土又は切土</u> (以下「<u>盛土等</u>」という。)であって、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(特定事業の実施に係る許可)</p> <p>第7条 特定事業を実施しようとする事業者(新たな特定工作物の設置その他の事由により、当該事業が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。)は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体が行う特定事業</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用</p> <p>(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)</p> <p>第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土等であって、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第5条の5 法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している宅地造成等に関する工事を含む。)</u>については、<u>第4条及び次章の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2 法第26条第1項の規定により指定された特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を含む。)</u>については、<u>第4条及び次章の規定は適用しない。</u></p> <p>(特定事業の実施に係る許可)</p> <p>第7条 特定事業を実施しようとする事業者(新たな<u>盛土等の施工</u>又は特定工作物の設置その他の事由により、当該事業が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。)は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業</u></p> <p>(2) 国、地方公共団体<u>その他規則で定める公共的団体</u> (以下「<u>国等</u>」という。)が行う特定事業</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める特定事業を実施しようとする者は、特定工事に着手す</u></p>
--	---

(事業計画の変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 特定工作物の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事(第9条第1項の変更に係る工事を含む。)に次の各号に掲げる工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査(以下「中間検査」という。)を受けなければならない。

- (1) 略

- (2) 略

2・3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 略

3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受ける前に許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させてはならない。

(許可の取消し)

第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1)～(6) 略

- (7) 前条第1項の規定による完了検査を受けず

る前にその旨を知事に届け出なければならない。

(事業計画の変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 県特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2・3 略

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事(第9条第1項の変更に係る工事を含む。)に次の各号に掲げる工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査(以下「中間検査」という。)を受けなければならない。

- (1) 略

- (2) 県特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規則で定める工程

- (3) 略

2・3 略

(特定事業の完了検査)

第13条 略

2 略

3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受ける前に許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させてはならない。

(許可の取消し)

第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1)～(6) 略

- (7) 前条第1項の規定による完了検査を受けず

に、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。

(8)～(10) 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前号の期間中における次に掲げる事項

ア 略

イ 略

(6) 略

2 許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から当該特定工作物を撤去するまでの間（当該特定工作物の撤去後に第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 略

(2) 報告の対象となる期間の特定工作物に係る維持管理の状況

(3)～(5) 略

に、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。

(8)～(10) 略

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前号の期間中における次に掲げる事項

ア 事業区域に土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

イ 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地

ウ 略

エ 略

(6) 略

2 県特定盛土に係る工事を完了し、又は廃止した許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 略

(2) 報告の対象となる期間の県特定盛土に係る維持管理の状況

(3)～(5) 略

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「県特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

(特定工作物の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定工作物を事業の用に供しないこととする場合又は廃止する場合においては、当該特定工作物の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

2～5 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が廃止時検査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。）を受けたとき。

(県特定盛土等の撤去等)

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る県特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は県特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該県特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 略

(特定事業に係る保証金の預入)

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

(1) 県特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 特定工作物に係る工事を行う事業

2～5 略

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 県特定盛土にあつては、当該県特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該県特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）

(6) 略
2～4 略

(特定建設発生土搬出の許可等)

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂の搬出

(3) 略

2 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。
ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ・ウ 略

4・5 略

(勧告)

イ 特定工作物にあっては、当該特定工作物に係る廃止時検査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。）

(6) 略
2～4 略

(特定建設発生土搬出の許可等)

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 国等が行う土砂の搬出

(3) 略

2 略

3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。
ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可若しくは第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。

イ・ウ 略

4・5 略

(勧告)

第30条 知事は、斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3～6 略

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させた者

(4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5)～(7) 略

附 則

第30条 知事は、盛土等の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者（第7条第4項の規定により届出を行った者を含む。次条において同じ。）又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第7条第4項に規定する者を除き、第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3～6 略

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させた者

(4) 第15条第1項又は第2項（第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5)～(7) 略

附 則

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定工作物の維持管理に要する費用
- (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に行う既存特定事業（施行日前に施工された特定工作物に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 県特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 県特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に行う既存特定事業（施行日前に施工された県特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(適用除外)

第6条 法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している宅地造成等に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

2 法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定の際、当該指定区域内において既に着手している特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、附則第2条から附則第4条までの規定は適用しない。

別表（第33条関係）

区分	金額	
略		
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	略 変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円

別表（第33条関係）

区分	金額	
略		
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	略 変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円
第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき70,000円	

第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可	1件につき91,000円	第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可 <u>(特定工作物の設置に係るものに限る。)</u>	1件につき91,000円
第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可	1件につき53,000円	第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可 <u>(特定工作物の設置に係るものに限る。)</u>	1件につき42,000円
略		略	
第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査	1件につき33,000円	第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査 <u>(特定工作物の設置に係るものに限る。)</u>	1件につき26,000円
第17条第2項の規定に基づく <u>特定工作物の廃止時検査</u>	1件につき33,000円	第17条第2項の規定に基づく <u>特定工作物の廃止時検査</u> <u>(特定工作物の廃止に係るものに限る。)</u>	1件につき26,000円
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和7年3月29日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和5年10月28日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(運営権者による運営等の基準)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>2 運営権者は、前項の運営等に必要であるときは、</u> <u>第4条第2項の規定にかかわらず、知事の承認を得</u> <u>て対象発電施設の最大出力を変更することができる。</u></p>	<p>(運営権者による運営等の基準)</p> <p>第16条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>政策戦略本部</u>、総務部、<u>会計管理部</u>、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、<u>子ども家庭部</u>、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>地域県土警察常任委員会</u> 8人</p> <p><u>輝く鳥取創造本部</u>、<u>危機管理部</u>、<u>地域社会振興部</u>、<u>県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>令和新時代創造本部</u>、総務部、<u>会計管理局</u>、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、<u>子育て・人財局</u>、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p><u>地域づくり県土警察常任委員会</u> 8人</p> <p><u>交流人口拡大本部</u>、<u>危機管理局</u>、<u>地域づくり推進部</u>、<u>県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）並びに令和新時代創造本部」と、「福祉保健部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）並びに福祉保健部」と、「商工労働部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に関する事項を除く。）に限る。）並びに商工労働部」と、「交流人口</u></p>

	<u>拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）並びに交流人口拡大本部」とする。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第27号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）の作業に従事したとき。</p> <p><u>(4) 職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第2号及び第4号</u>の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項の作業に従事した場合における手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、前項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）<u>又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号<u>及び第2号</u>の作業 1,150円</p> <p>(2) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～14 略	略	15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額	1～14 略	略	15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略
区分	金額												
1～14 略	略												
15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略												
区分	金額												
1～14 略	略												
15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は<u>特定小型原動機付自転車及び自転車</u>が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車 が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。